

# 相模原・町田地域教育連携プラットフォーム

## 規程

### 総則

#### (趣旨及び目的)

- 第1条 神奈川県相模原市と東京都町田市を生活圏とする地域の大学又は短期大学等（以下、「大学等」という。）、自治体、事業者等は、相互に連携・協働して、地域社会が抱える諸課題の解決に取り組み、地域の維持発展に寄与するため、産官学連携によるプラットフォームを組織する。
- 2 この規程は、前項に定めるプラットフォームの組織、運営等に関し必要な事項について定める。

#### (名称及び所在地)

- 第2条 プラットフォームは、相模原・町田地域教育連携プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）と称する。
- 2 プラットフォームの所在地は、プラットフォーム全体会議（以下、「全体会議」という。）の議決により定める場所とする。

#### (事業)

- 第3条 プラットフォームは、第1条に掲げる目的を達成するために必要な事業を行う。

### 会員

#### (構成員)

- 第4条 プラットフォームの構成員は、次の各号に掲げる会員（以下、「プラットフォーム会員」という。）とする。
- (1) 大学等会員  
公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムに加盟する大学等で、相模原・町田地域教育連携プラットフォーム包括連携協定書（以下、「協定書」という。）に掲げる目的に賛同し、全体会議の承認を得て、協定書の締結に合意した大学等。
- (2) 自治体会員  
公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムに加盟する自治体で、協定書に掲げる目的に賛同し、全体会議の承認を得て、協定書の締結に合意した自治体。
- (3) 事業者等会員  
公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムに加盟する企業又は公益法人等で、協定書に掲げる目的に賛同し、全体会議の承認を得て、協定書の締結に合意した企業又は公益法人等。

- 2 プラットフォームは、前項に定める大学等会員につき、その総数に対する自治体会員の市に所在する大学等会員の数の割合を3/4以上としなければならない。

第5条 前条の規定にかかわらず、プラットフォームの発展に貢献する活動を行う大学等、自治体、事業者等は、オブザーバー会員として参加することができる。

- 2 オブザーバー会員の参加は、協定書に掲げる目的に賛同する者について、プラットフォーム会員からの書面による推薦に基づき、全体会議がそれを承認したときに認められる。

(任意の退会)

第6条 プラットフォーム会員及びオブザーバー会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第7条 プラットフォーム会員及びオブザーバー会員は、前条に定める場合のほか、次の各号に該当するに至った場合に、会員としての資格を喪失する。

- (1) プラットフォームの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 前号に定める場合のほか、全体会議において、当該会員を除く、全体会議構成員全員の同意があったとき。
- 2 プラットフォーム会員及びオブザーバー会員が、前条の規定により、会員としての資格を喪失したときは、プラットフォームに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 3 プラットフォームは、構成員が会員としての資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 運営体制

(運営幹事校等)

第8条 プラットフォームに次の各号に掲げる運営幹事校を置く。

- (1) 代表校 1校
- (2) 副代表校 2校以内
- (3) 幹事校 若干校
- 2 プラットフォームに監事2名を置く。

(代表校)

第9条 代表校は、全体会議において、大学等会員の中から、これを選任する。

- 2 代表校は、プラットフォームを代表して、その業務を統括し、執行する。
- 3 代表校の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 4 任期の途中で代表校の交代があった場合の後任校の任期は、前任校の残任期間とする。

(副代表校)

第10条 副代表校は、全体会議において、大学等会員の中から、これを選任する。

- 2 副代表校は、代表校を補佐し、代表校に事故あるとき又は代表校が欠けたときは、その業務を 代行する。
- 3 副代表校の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期の途中で副代表校の交代があった場合の後任校の任期は、前任校の残任期間とする。

(幹事校)

第11条 幹事校は、全体会議において、大学等会員の中から、これを選任する。

- 2 幹事校は、プラットフォームの運営に係る事務を分掌する。
- 3 幹事校の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 欠員の補充により就任した幹事校の任期は、前任校の残任期間とする。

(監事)

第12条 監事は、全体会議において、プラットフォーム会員の中から、これを選任する。

- 2 監事は、プラットフォームの会計の状況を監査し、その結果を全体会議において報告する。
- 3 監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 欠員の補充により就任した監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局の設置)

第13条 プラットフォームに、プラットフォームの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、全体会議の議を経て、これを定める。
- 3 事務局は、代表校、副代表校又は幹事校がこれを兼ねることができる。

プラットフォーム全体会議

(設置及び構成)

第14条 プラットフォームを適切に運営するため、プラットフォームに全体会議を置く。

- 2 前項に定める全体会議は、すべてのプラットフォーム会員及びオブザーバー会員をもって構成する。

(協議事項)

第15条 全体会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) プラットフォームの基本方針に関すること
- (2) プラットフォームの組織及び運営に関すること
- (3) プラットフォームの会員に関すること

- (4) プラットフォームの活動計画及び活動報告に関すること
- (5) プラットフォームの予算及び決算に関すること
- (6) その他、代表校が必要と認めること

(開催)

第 16 条 全体会議は、毎年度 2 回、上半期及び下半期に各 1 回開催する。

- 2 全体会議は、代表校がこれを招集し、議長には、代表校をもって充てる。
- 3 前各項の規定にかかわらず、全体会議は、代表校が必要と認めるときには、臨時にこれを開催することができる。

(議決)

第 17 条 全体会議は、構成員の過半数の出席により成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

- 2 都合により全体会議構成員が出席できない場合は、他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該構成員又は代理人は、代理権を証明する書類を全体会議に提出しなければならない。

(議決及び報告の省略)

第 18 条 議長が、協議事項を提案又は全体会議に報告すべき事項を通知した場合において、全体会議構成員の過半数の者が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、全体会議の議決又は全体会議への報告があったものとみなす。

(会議録の作成)

第 19 条 議長は、全体会議の協議事項に関する会議録を作成し、すべてのプラットフォーム会員及びオブザーバー会員に開示する。

(全体会議の運営)

第 20 条 この規程で定めるもののほか、全体会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## プラットフォーム推進会議

(設置及び構成)

第 21 条 プラットフォームの事業を適正かつ円滑に推進するため、プラットフォームにプラットフォーム推進会議（以下、「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、大学等会員をもって構成する。
- 3 推進会議が必要と認めるときは、推進会議構成員以外の者に推進会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議事項)

第 22 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 全体会議の協議事項に関する事
- (2) プラットフォームにおける活動計画の策定及び活動報告に関する事
- (3) プラットフォームにおける予算の執行に関する事
- (4) 第 28 条 1 項に定めるプラットフォーム実行委員会の設置及び改廃に関する事
- (5) プラットフォーム実行委員会における情報の共有及び活動の調整に関する事
- (6) その他、代表校が必要と認める事

(開催)

第 23 条 推進会議は、代表校がこれを招集し、議長には、代表校をもって充てる。

- 2 代表校が会議を欠席するときは、副代表校が議長を代理する。

(議決)

第 24 条 推進会議は、構成員の過半数の出席により成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

- 2 都合により推進会議構成員が出席できない場合は、他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該構成員又は代理人は、代理権を証明する書類を推進会議に提出しなければならない。

(議決及び報告の省略)

第 25 条 議長が、協議事項を提案又は推進会議に報告すべき事項を通知した場合において、推進会議構成員の過半数の者が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、推進会議の議決又は推進会議への報告があったものとみなす。

(会議録の作成)

第 26 条 議長は、推進会議の協議事項に関する会議録を作成し、すべてのプラットフォーム会員及びオブザーバー会員に開示する。

(推進会議の運営)

第 27 条 この規程で定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

プラットフォーム実行委員会

(設置及び構成)

第 28 条 プラットフォームにおける事業の企画、立案、実施等を行うため、プラットフォームに複数のプラットフォーム実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を置く。

- 2 大学等会員は、いずれか一つ以上の実行委員会へ所属しなければならない。

- 3 自治体会員、事業者等会員及びオブザーバー会員は、実行委員会へ所属することができる。
- 4 実行委員会は、当該実行委員会の事業等を実施するにあたって必要と認めるときは、自治体会員、事業者等会員及びオブザーバー会員に対して、当該実行委員会が行う活動等への参加を要請することができる。

#### (委員長校)

第 29 条 実行委員会に委員長校を置く。

- 2 委員長校は、各実行委員会において、当該実行委員会に参加する大学等会員の中から、これを決定する。
- 3 委員長校は、実行委員会を代表して、その業務を統括し、掌理する。
- 4 委員長校の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

#### (実行委員会の運営)

第 30 条 実行委員会の運営及び事業等の実施については、当該実行委員会において決定し、推進する。

- 2 実行委員会は、活動計画及び活動実績について、毎年、推進会議に報告する。
- 3 この規程で定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 事業年度、経費等

#### (事業年度)

第 31 条 プラットフォームの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

#### (経費)

第 32 条 プラットフォームは、その運営に係る経費として、構成員から会費を徴収することができる。

- 2 前項に定める会費の額及び徴収の方法等に関し必要な事項は、別に定める。

#### (寄附金、助成金等の受け入れ)

第 33 条 プラットフォームは、個人、団体等から、寄附金、助成金、補助金その他経費の援助を受けることができる。

- 2 前項に定める援助には、施設等の無償利用、備品等の提供等を含むものとする。

### 解散及び清算

#### (解散)

第 34 条 プラットフォームは、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) プラットフォームの設立の目的を達成できないことが明らかとなったとき又は実質的な活動の

休止期間が2年以上続いたとき。

(2) プラットフォームの設立の目的を達成したとき又は新たな組織にその役割を継承したとき。

(3) プラットフォーム会員から解散の動議が提出され、全体会議において決議されたとき。

(4) 前各号に定める事由のほか、プラットフォームの活動に重大な支障をきたす事態が惹起したとき。

2 前項各号に定める事由によりプラットフォームを解散する場合は、全体会議において、構成員の4分の3以上の者の賛成による決議を要する。

(残余財産の帰属)

第35条 プラットフォームを清算したときに有する残余財産は、全体会議の決議を経て、その取扱いを決定するものとする。

2 全体会議の決議に関する前条第2項の規定は、この場合について準用する。

## 補則

(協定書の変更)

第36条 協定書の変更は、全体会議において、構成員の3分の2以上の者の賛成による決議によって、これを行う。

(規程の改廃)

第37条 この規程の改廃は、全体会議において、構成員の3分の2以上の者の賛成による決議によって、これを行う。

(委任)

第38条 この規程に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関する必要な事項は、全体会議の決議により、これを定める。